

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466

ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466

東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673

長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【 松代城 橋詰門（手前）と太鼓門（奥） 】

8月

195

- . 所長より 「コロナ対応の中での経済対応」…………… P 1
- . 特例事業承継税制の期限は残りわずかです！…………… P 3
- . 借入金の元金返済を止め、資金繰りを守りましょう！…………… P 4
- . お得にお買い物を！マイナポイント事業スタート…………… P 7
- . 【会社法シリーズ】 定時株主総会の開催について…………… P 8
- . 私の履歴書 ~その3~ …………… P 10
- . 事務所カレンダー ・ 編集後記…………… P 12

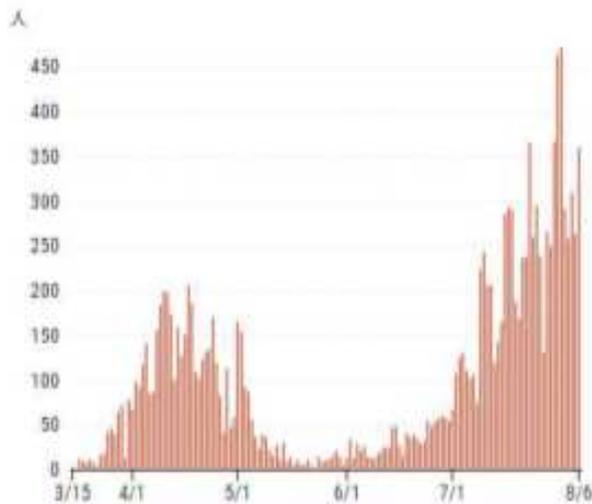


新型コロナの第二波が始まり、感染が拡大しています。しかし、4月のような全体へのロックダウンは日本の国と地方の財政ではこれ以上は出来ないし、破綻企業を増やすだけとして、政府も出来ないことを明言しています。

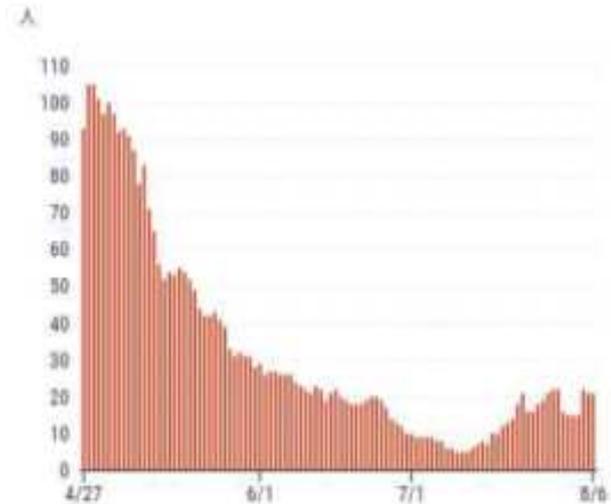
私は第一波や外国と比較すると重症者が非常に少なく、医療機関の崩壊を招くまでに至っていないことと、軽症者というか、発病しない陽性反応者が半数近いこともあり、数万人の死者を出した外国とは様相が異なると思います。インフルエンザが年3千人もの死者を出していたことと比較すれば、千人程度に抑えられている日本の医療現場の対応は見事だとも思います。

今の状況であれば死者はほとんど出ておらず、重症者も2桁台であり、過剰な反応をする必要はないのでは？と思う反面、三密を避ける生活様式により今の医療崩壊を生じさせず、死者がほとんど出ない状況で収まっているのでは？とも考えるところです。

東京都の新規感染者数



東京都の重症患者数



(チャート出典：日本経済新聞)

東京都の直近の死亡者数



【東京都の感染状況から】

東京への出張をどうするかは悩ましい問題です。

東京の感染状況に注目していますが、新規感染者数はかなり増加しているものの、重症患者数及び死者数は止まっているように見えます。感染から重症化するまでの期間が4～5日位らしいので、感染者が増えても同じ割合で、重症者が増えているわけではないようです。経済の停滞も最小限にしなければなりませんので、実態に基づいた行動をとる必要があると思います。

1 . 観光・宿泊産業の苦境

長野県では上半期で8件の旅館が倒産し、負債総額60億円となっています。また、全国では上半期73件負債総額536億円。大阪WBFホテル&リゾートは27施設で負債総額351億円と旅行業者では戦後最大の倒産となりました。

国内旅行は4月マイナス80.9%、5月マイナス84.8%であり、また、海外旅行もインバウンドもほぼ全滅状態です。航空会社・旅行会社・観光バス会社・鉄道会社など関連業種も大変な傷を負い続けています。GoToトラベルキャンペーンも東京を除くことで不発に終わりそうで、出来る対応はした感があり、後は破断界が来る前に終息をすることを祈ることしかできません。

2 . 対応策

企業として今出来ることは限られています、当たり前前を当たり前に行うことしかありません。

自社の業界、周辺業界などの影響と動向をリアルタイムに情報収集し、対応策を講じること。親しい同業者など、今こそ日頃の人脈を生かして対応の情報交換を頻繁にすべきです。

国、特に県や市町村のコロナ対策費は予算が少なく、すぐに予算達成してしまい、紙一重の差で取れない事例が頻発しています。これも情報収集に努めて、すぐに申請することです。また、取れなくても申請書類を作る過程で気付くことも多く、いわば結果より過程が大切と思いますので、金額が小さいからと諦めないことです。

大まかな損益分岐点を知り、特に固定費で補助金の対象になっている「人件費・家賃・固定資産税・支払利息」などの削減のタイミングを見誤らないようにすることですね。コロナの大不況を生き残れるかも紙一重のタイミングの差だと思います。

3 . 過剰反応は慎むべき

小諸市では陽性反応が出た銀行に石が投げ付けられガラスが割れ、全国的に大きく報道されました。これを受けて小諸市役所の外勤職員の陽性反応者が出て、パトカーがずっと市役所に停まっているのを見るにつけ、なぜ?と思わざるを得ません。近隣市で最初に陽性反応が出た方は退職し家族で移転したとか、様々な噂も飛び交っています。陽性反応は本人の責任ではないうえに誰でもなる可能性もあり、運と確率の問題なのに、陽性者を非難する日本人がいて、さらにそれに対応しなければならぬ事態を恥と思わざるを得ません。

様々な報道や噂に過剰反応することなく、助け合いながらこの難局を乗り越えたいものです。



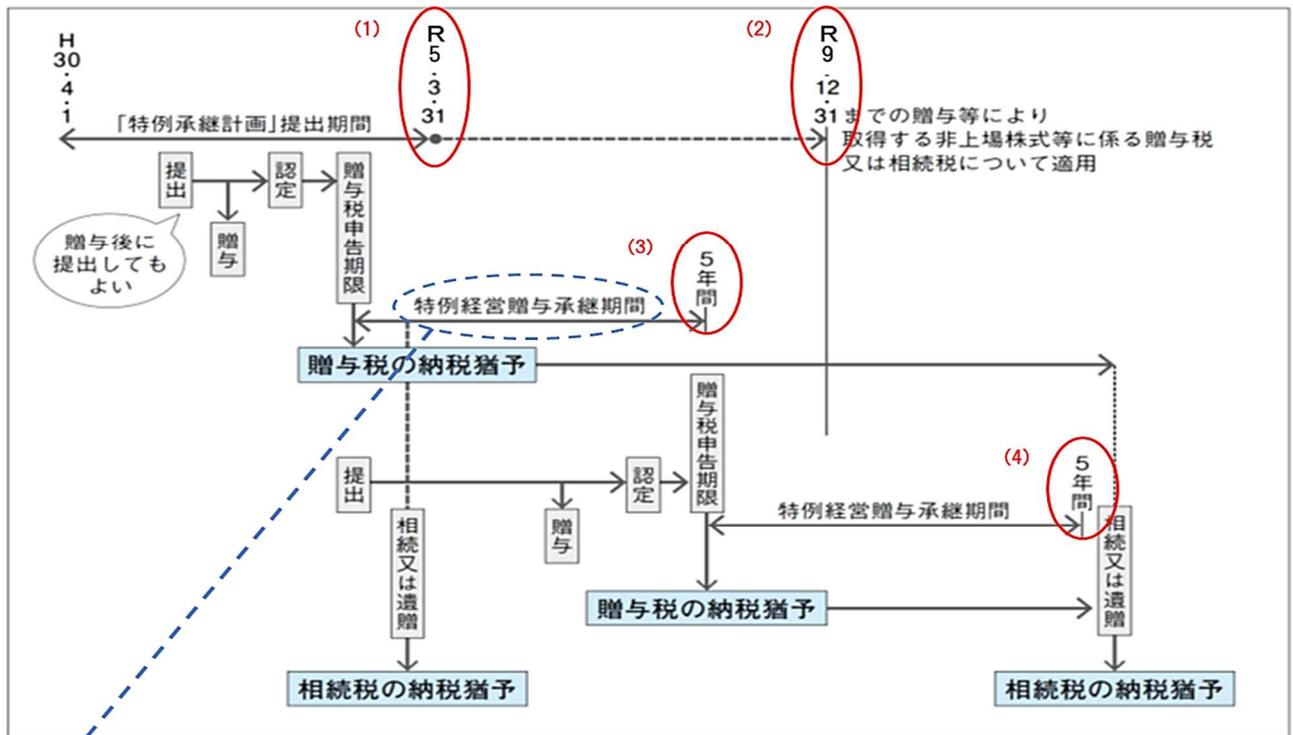


特例事業承継税制の期限は残りわずかです！

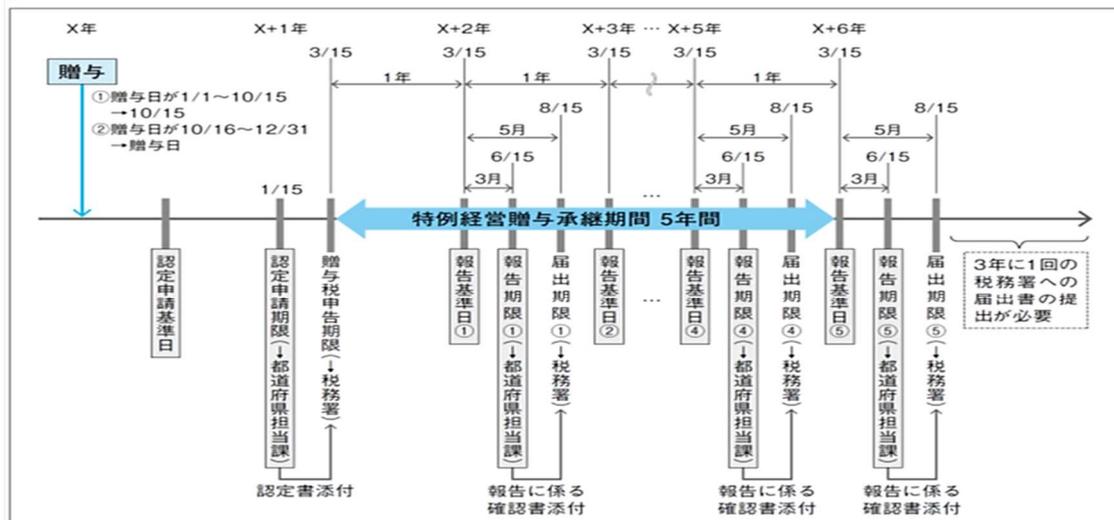
前項の特例事業承継税制の適用には注意しなければならない期限がいくつもあります。下記のフローチャートに沿って重要な期限ごとの確認をしてください。

■特例承継計画の提出・認定・贈与・相続の関係図

T K C 全国会 説明資料より



■都道府県担当課への報告と税務署長への届出の期限



(出典:中小企業庁財務課「事業承継税制の概要」(平成21年4月)を一部加工)

- (1) 令和5年3月31日までの間に「特例承継計画」を都道府県に提出しなければなりません。ただし、特例承継計画を提出していなかったとしても、令和5年3月31日までの間に先代経営者が死亡した場合には、相続税の納税猶予を受けることができます。
- (2) 「特例承継計画」を提出したあと、令和9年12月31日までに贈与しなければなりません。その間相続が発生した場合は、相続税の納税猶予に切り替えられます。8ヶ月以内に知事への切り替え確認が必要です。

(3) 特例承継計画の認定、贈与後5年間の特例経営贈与承継期間中は毎年、都道府県と税務署に書類を提出しなければなりません。1回でも怠るとその時点で特例の適用はなくなります。例えば、令和3年中に贈与した場合、

- ・翌年令和4年3月15日が贈与税申告期限となりますが、
- ・翌々年令和5年3月15日を基準日として3ヶ月後の6月15日が県への報告期限、
- ・その2ヶ月後8月15日が税務署への届け出期限となり、
- ・これを5年間繰り返した後、
- ・その後は3年に一度税務署に届け出をすることになります。

(4) その次の後継者への承継があった際も同様です。

計画書の提出期限は令和5年3月31日までと、残り3年を切っています。3年もあると思っ
ていても意外と早いものです。この機会に特例の適用を検討してみたいかがでしょうか。

参考・出典：TKC出版 Q&A 特例事業承継税制
(副所長 新貝 育生)



・借入金の元金返済を止め、資金繰りを守りましょう！

新型コロナウイルス感染症防止に伴う営業自粛などで、資金繰りに大きな影響を受けている企業向けの支援制度はいくつかありますが、本稿では4月1日から中小企業再生支援協議会が運用を開始した「新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール」について、その概要を紹介します。

1. 新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール

国はコロナ問題に対応するため、いわゆる無利子・無担保融資等の資金繰り支援を行っています。しかし、中には、既往債務の負担が大きいため、新規融資を受けても、なお、資金繰りのために、元金返済猶予の要請が必要な中小企業者もいます。また、新型コロナの影響がいつまで続くのか先行きが見えない中で、仮に新規融資を受けることができたとしても、計画どおりの資金繰りを行うことができない中小企業者もいます。

そのような中小企業者を支援するため、「新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援」(以下「特例リスケ」といいます)を国は創設し、その実施を中小企業再生支援協議会(以下「協議会」といいます)に委ねました。

2. 特例リスケで協議会が行う支援

今回の「特例リスケ計画」は、事業の改善を図ることを直接の目的としていません。「特例リスケ」支援は、新型コロナによる影響がいつまで続くのか先行きが不透明であるため、とにかく資金繰りを保たせるための計画づくりを行うことを目的としています。

以下は、「特例リスケ」支援で協議会が実行する施策の要旨です。

(1) 既往債務の負担軽減支援

まず、既往債務の負担軽減支援として、協議会がメインバンクの支援姿勢を確認の上で、一括して取引金融機関に元金返済猶予の要請を実施します。この「特例リスケ計画」が成立すれば、最大1年間のリスケジュールが可能です。

(2) 資金繰り計画策定における金融機関調整

「特例リスケ計画」の策定に当たっては、1年間の資金繰り計画は中小企業とメインバンクとの間で作成します。資金が不足することが判明した場合には、新規の資金調達も必要になります。複数の金融機関取引がある場合、個別の調整には手間がかかるため、協議会が金融機関と中小企業者の間に入って、新規融資を含めた調整を行います。

(3) 資金繰りの継続サポート

「特例リスケ計画」が成立した後も、協議会が毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言を行います。毎月資金繰りを確認し、助言することによって、金融機関の協力を得やすい環境にします。

(4) 通常の再生支援への移行も可能

新型コロナによる事業に対する影響が減少した後に、従来通りの再生支援に移行することも可能です。本格的な再生支援が必要な中小企業者に対し、協議会が改めてリスケ計画を含む再生支援を実施し、必要な費用について一部負担をします。

3. 中小企業者から見た、相談開始から支援の流れ

それでは実際に支援の申し込みをすると、どのように手続きは進むのでしょうか？

以下にその流れを掲載しました。

支援の流れ (1)~(6)は原則無料
(1) お近くの再生支援協議会に電話
(2) 必要書類を窓口に提出 相談申込書...支援姿勢の確認 売上減の実態がわかる資料(資料は相談により柔軟な対応が可能) 借入についてわかる資料
(3) 協議会の専門家が現状の売上高減少と向こう6ヶ月の資金繰りをヒアリング
(4) 協議会の専門家が金融機関(複数銀行可)に電話します
(5) 協議会が複数行一括して元金返済猶予の要請 既存債務の元金払いをストップ
(6) 資金繰り計画を策定し、特例リスケジュール計画が成立
その後：毎月資金繰りを確認。希望者にはコロナ終息後の事業再生までサポート可能

4. 支援を受けられる具体的な中小企業者とその内容

以下に具体的な解説をします。

(1) 支援の対象

本支援の対象となる中小企業者とは、新型コロナの影響を受けて、一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する者を目安としています。過去に協議会事業に基づく再生計画策定支援を受けた者、及び現在再生計画策定支援中の者についても対象です。

要件	
支援の対象	(ア) 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した者
	(イ) 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している者
	a. 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む)の平均売上高
	b. 令和元年12月の売上高
	c. 令和元年10月～12月の売上高平均額

この売上高減少要件は、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫が行っている新型コロナウイルス感染症特別貸付と同様です。

(2) 特例リスケ計画策定支援の開始

協議会を運営する統括責任者および統括責任者補佐(以下「統括責任者」といいます。)の支援開始の判断基準の目安は以下のいずれかです。(以下、支援対象となった中小企業者を「相談企業」といいます。)

判断基準	
支援開始する先	a. 今後6ヶ月間の資金繰りの見通しが認められること
	b. 金融機関等から融資を受けることができれば、今後6ヶ月間の資金繰りの見通しが認められること
	c. その他、統括責任者が、相談企業の業種・業界の性質に応じ、相談企業の元金返済猶予の要請を行うことが事業改善に向けて有用であると判断した場合

(3) 特例リスケ計画案の作成・内容

相談企業は、メインバンクの協力のもと、特例リスケ計画案を作成します。少なくとも、新型コロナウイルスの影響が6ヶ月間継続する場合を想定し、1年間の資金繰り計画とします。統括責任者は、メインバンクと連携の上、相談企業の特例リスケ計画案の作成を支援します。統括責任者は、必要な場合、認定支援機関が保有する支援機能、人材及びノウハウに加えて、外部専門家の協力を要請することができます。

協議会は相談企業の資金繰りの状況に応じて、政策金融機関等の新型コロナウイルスの資金繰り支援を利用した融資やメインバンク等による融資などによる資金調達に向けて、積極的に金融機関調整を行います。政策金融機関等の新型コロナウイルスの資金繰り支援を利用した融資の実行までに時間を要する場合には、融資実行までの「つなぎ融資」として、メインバンク等に融資対応を要請する方法も検討します。

資金繰り計画を作成する過程で運転資金不足が判明した場合に、協議会が新規融資も含めて幅広い可能性を想定して金融機関調整を行います。

(4) 特例リスケ計画の成立

特例リスケ計画案に対して対象債権者すべてが同意すれば、特例リスケ計画は成立します。この特例リスケ計画案の同意確認は、電話で行うことも可能です。

未だ先の見通せないこの時期、事業継続には手元資金の確保は欠かせません。まずはお近くの協議会に相談し、資金繰りを守りましょう。

参考：No169 事業再生と債権管理 新型コロナウイルス感染症「特例リスケジュール」の概要
(英和コンサルティング)



．お得にお買い物を！マイナポイント事業スタート

令和2年7月1日からマイナンバーカードを使ったマイナポイントの予約・申し込みが始まりました。マイナポイントとは、マイナンバーカードを取得し、マイナポイントの予約時にキャッシュレス決済サービスと連携させることで、決済サービスで利用できるプレミアムポイントとして還元されるものです。これはマイナンバーカードの普及促進、消費の活性化、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とした事業です。ポイントをもらう為に必要な手続きを3つのステップに分けてご紹介します。



1. マイナンバーカードを取得する

まずは、郵送された通知カードの下についている個人番号カード交付申請書または個人番号通知書をご用意ください。紛失された方は市区町村窓口にて交付申請書を再発行することができます。取得するための申請方法は4つあります。

インターネットへ接続できる環境が【ある】場合
(1) スマートフォンによる申請 スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請
(2) パソコンによる申請 デジカメで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請
インターネットへ接続できる環境が【ない】場合
(3) まちなかの証明用写真機による申請 「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざし、必要事項を入力し申請
(4) 郵便による申請 マイナンバーカードの交付申請書にご本人の顔写真を貼り、交付申請書の内容に間違いがなければ送付用封筒に入れて郵便ポストへ投函

申請してから約1ヶ月後にマイナンバーカードが届きます。

2. マイナポイントの予約・申し込み

申し込みをする際に、マイナンバーカードと、カードの交付時に設定した数字4桁のパスワード(暗証番号)が必要になります。覚えていない場合は再設定の為に住いの市区町村窓口で手続きを行ってから、以下のいずれかの方法で予約を行ってください。

マイナポイント対応スマートフォン、
または対応ICカードリーダーとWindowsパソコンをお持ちの場合

スマートフォンはマイナポイントアプリを起動、パソコンはマイナポイント予約・申し込みサイトのトップ画面を表示します。マイナポイントの予約(マイキーの発行)を選択し指示に従って必要事項の入力や規約等の確認を行います。

マイナポイント手続きスポットにて申請

市区町村窓口、一部コンビニのATMや携帯ショップ、家電量販店等に支援機器が設置されます。

利用可能なキャッシュレス決済サービスは、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、プリペイドカード、QRコード決済です。対象サービスは100社以上ございますので、詳しくは総務省のマイナポイント公式サイトをご覧ください。

3. マイナポイントの取得

マイナポイントの申し込み完了後、予約時に選択したキャッシュレス決済サービスで令和2年9月以降にチャージまたは物品等の購入をすると、その金額に対して25%のポイントが付与されます。ポイントの上限金額は5,000円(チャージまたは物品等の購入額の上限は20,000円)です。

15歳未満のお子様についても法定代理人が手続きを行うことができますので、お子様のいらっしゃるご家庭でも有効活用していただければと思います。

マイナンバーカードを取得することによりポイントだけでなく住民票をコンビニで取得することやオンラインで確定申告が出来るようになります。さらに令和3年3月からは健康保険証として利用でき、医療費情報の確認が容易になり領収証がなくても医療費控除の申告ができるようになります。定額給付金でも注目を浴びたマイナンバーカードですが、便利になっていく一方で普及率はまだ低いようです。今回のマイナポイントを機にマイナンバーカードの取得を検討されてみてはいかがでしょうか。



参考：総務省[マイナンバーカードでマイナポイント]
政府広報オンライン特集[マイナンバーカード]
(監査部第2課)



【会社法シリーズ】 定時株主総会の開催について

4月号では、株主総会を省略し議事録作成のみとしたことにより、税務署から思わぬ指摘を受けた例を取り上げました。実際に少なくないケースとのことですので、後に問題とならないようしっかりと株主総会を開催しましょう。

今回は簡単な流れをご紹介します、次回以降で各手続きの解説を行います。

1. スケジュール例（非公開会社、取締役会・監査役設置会社の場合）

日程（期日）	手続き	会社法
決算日【基準日】	計算書類・事業報告等の作成（取締役 監査役へ提出）	会 435・436
	監査役は監査報告書を提出する	会 436
	取締役会を開催する 計算書類等の承認 / 総会招集、議案等の決定	会 436
	招集通知を発送する	会 299
総会日 （決算日より3ヶ月以内）	定時株主総会を開催する 計算書類の承認 / 事業報告の内容の報告	
	議事録の作成（10年間保存）	会 318
（総会日より2週間以内）	登記（登記事項に変更がある場合）	会 915

事前に全株主の同意を得ることにより、招集手続きを省略することも可（会 300）

2. 新型コロナウイルス感染症への対応・対策（Q & A）

Q 1 . 当初予定していた時期に定時株主総会を開催できない場合、どのように対応すればよいでしょうか。

A 1 . 会社法上、毎事業年度終了後一定の時期に招集する（会 296 ）となってはいますが、今回のような感染症や自然災害等で困難な場合は、その状況が解消された後合理的な期間内に総会を開催すれば定款に違反することにはならないとされています。また、議決権行使のための基準日を定めた場合は、当該基準日から3ヶ月以内に議決権行使がなされる必要がある（会 124 ）とされていますが、新たに基準日を定めることも可能です。（但し、新基準日の2週間前までに公告が必要）

Q 2 . 例年通りの時期に行いたい場合、どのような対策をとればよいでしょうか。

A 2 . 株主全員の同意を得て、「書面決議」及び「書面報告」の方法を用いることにより、株主総会の開催を省略することもできます。やむを得ずの場合や、密にならない場合で開催できる状況の際は、マスクの装着はもちろん、座席の間隔を空けた配置、総会の時間を短縮できるよう簡素なシナリオを予め作成する等の対応を取るようにしましょう。

参考：実務解説 中小企業の株主総会 - 手続と書式 - （新日本法規出版(株)）
法務省HP「定時株主総会の開催について」

（総務部）





・私の履歴書（その3）

所長 佐藤 英人

日本の高度経済成長を支えた二つの税制 ～事業用資産の買換と特別償却～

1. 池田勇人の高度経済成長と私の名前

日本の土地価格の値上がりが始まったのは、昭和35年頃の工業用地からです。高度経済成長は、昭和29年から昭和45年を指しますので、昭和25年の朝鮮戦争の勃発で戦後の復興の足掛かりをつかみ、池田勇人の昭和35年発表の「所得倍増計画」で終了した18年間です。特に最後の10年間は、昭和45年まで2.3倍の消費支出となり、「東洋の奇跡」と呼ばれたほど、急速に日本経済が拡大していった時代でした。

この所得倍増計画は、「高い貯蓄率を背景に安定した製造業への投資と金融 円の対ドル為替固定化と法人税法の優遇措置 地方からの安価な労働力の供給 米国の対共産国への反共中核的工業国の位置づけ」を政策として池田勇人首相が取った政策です。まるで現在の中国が、対ソ連対抗の米国の経済戦略の中でGDP世界第2位になった戦略と同じなので、なるほどと思った次第です。

さて、私の名前の由来ですが、父が国税局に勤務していた時に、大変尊敬していた先輩である池田勇人氏の名前から「人」を頂いたと聞いていました。私の生まれた昭和27年頃はまだ池田勇人は世に出ていない頃でしたので、不思議に思い調べてみました。



すると、池田勇人は官僚が東大閥で占められる中、数少ない京大出身で、さらに一度病気退職をしているにもかかわらず復活した方でした。戦前は、宇都宮税務署長など各地の税務署勤務、戦後は主税局長など税務官僚から吉田首相の片腕として、最後は首相にまで上り詰めた、大変人間的な魅力を持った人物として税務職員の希望の星だったようです。複数の大物の相続税で徹底して徴収し、「税金が国を成長させる」との信念のもと、戦後の税務行政の根幹を作った官僚だったのですね。父はそういった人物にあやかり、一字をもらったようです。

2. 長野税務署と税務特例

さて、関東信越国税局から昭和38年に長野税務署に赴任した父は、長野法人課の課長補佐として調査ではなく管理職として、広報や税務協力団体との協力活動を行う部署の担当になったようです。

まさに高度経済成長戦略が始まって3年目で、地価は上昇中、日本人として土地を売ったら税金が取られるということを初めて経験した中で、譲渡の税金が軽減される方法として「事業用資産の買換え」制度が始まっていました。また工場を建てて、機械を買えば特別償却で損金が増える税制も始まっていました。

日本では戦前にはなかった不動産の値上がり益への課税は、戦後若きシャープという学者が理想の税制を作りたいと日本で実験的に始めた「時価課税」の一環でした。しかし、その欠点を補うものとして、この二つの法人税法、所得税法の特例が始まったわけです。私はこの二つの税制が、まさしく日本の高度経済成長を後押しした、重要な税制だと思っています。遊休の不動産を譲渡して事業用の不動産を買えば税金が軽減されるということで、工場やビル建設の決断の背中を押す特例だったわけです。特に東京の農地を売ってアパートにしたり、東京の工場を

売って地方に工場を移転する買換えが相当数実施されました。

また、この二つの税制を利用するには、設備投資資金が必要ですが、銀行が融資をする資金不足の時に、商工中金と中小企業団体連合会が組んで事業協同組合を作れば、組合を通して融資が受けられる制度も始まっていました。父はそんな時に、長野県中小企業団体連合会の滝沢会長と組んで、金融と税制の講演会を長野県の各地で行ったようです。講演会の後はもちろん懇親会があり、各地の有力な経済人が役員になっていましたので、様々な人脈を作っていました。

3. 突然の税務署退職

当時は、小諸からの長野税務署通勤は難しく、父は善光寺門前で長野税務署のすぐそばの文具卸・小売りの柳沢商店の2階に単身で下宿をしていました。多分、当時の柳沢社長が法人会の幹部であったことが理由だと思います。正月に家族で善光寺にお詣りしながら父の下宿先に泊ったことを鮮明に覚えています。

柳沢家とはこれが縁で、家族で野尻湖へ行ったり温泉旅行をしたり、私と息子さんの結婚の折は、それぞれの両親に仲人をやってもらう間柄になりました。

さて、私が小学6年になった6月のある日、多分半ドン土曜日の夕方だったと思いますが、長野から帰った父が、突然「辞表を出してきた。この7月で税務署を退任して税理士を始める！」と宣告したのです。私もびっくりしたのですが、母の方がさらにびっくりし、「これからどうやって食べていくのよ！」と父と取っ組み合いの喧嘩を始めました。

父と母は恋愛結婚であったので普段は仲が良く、喧嘩を見たのはこれが2回目でした。

最初は浦和の官舎にいたころに、関東信越国税局のあった新橋で、長野から父を慕ってくる元部下に奢った飲み屋の付けと、同僚との麻雀の付けでボーナスを全部支払ってしまい、母に一銭も渡さなかった時に、ふすまを破るほどの取っ組み合いの夫婦喧嘩を見て以来でした。

母が「食えない職業」と逆上するほど、税理士と税務会計事務所という職業は人数も少なく社会的認知がされていなかった時代でした。

父が突然辞めた理由は後で聞きますと、せっかく小諸に帰ってきたのに1年で転勤命令を下され、さらに新潟の雪深い小千谷税務署で問題が起きたための急な転勤命令だったので、家族を連れての移動も単身赴任も嫌で、発作的に辞めると言ったとのことでした。そうでなければ父は多分最後はどこかの税務署長として、定年まで税務署に勤務していたのだと思います。

この転勤命令が今のエイワ税理士法人ができる伏線と思うと、運命の不思議さを感じます。

～ その4へ続く ～





事務所カレンダー



8月	8日(土)	営業日
	13日(木) ~16日(日)	お盆休み
	22日(土)	営業日
9月	1日(火)	会議・研修日
	12日(土)	営業日
10月	1日(木)	会議・研修日
	10日(土)	営業日
	30日(金)	会議・研修日

毎日の朝礼	8:45~9:00
会議・研修日	・会議：午前9:30~11:00頃まで ・研修：午後1:00~4:30頃まで

朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。

なお、緊急の場合はお知らせください。



編集後記

お気づきだと思いますが、今年度の表紙写真は個人的な趣味で撮り貯めた国史跡百名城、続百名城の写真の中から長野県にある代表的なお城を特集しています。次号以降もお楽しみにお待ちください！

城めぐりに出かけるには、梅雨明けしたものの今度は熱中症リスク。コロナの第二波も来ていますので、皆様もくれぐれも感染防止対策のうえ、熱中症にも気を付けながらお出かけください。

